

令和3年度 第5回理事会

日時：令和3年12月16日（木）
午後4時00分～5時00分
会場：板橋法人会館3階会議室

次第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

I. 開会挨拶

- ・会長 平野 慎治
- ・署統括官 喜作 敬

II. 定足数の確認

III. 議事録署名人

- ・監事 平澤 勇彦
- ・監事 三原 寿太郎
- ・監事 関根 勝臣

出席	平野、浦田、森田、長谷川、吉川、坂口、 荒木、武居、姫野、瓜生、須藤、山上、 吉田、高津、 平澤、三原、関根、 松島、 <u>浅川</u> 、大野、 品川、榊原、鈴木、 <u>江口</u> 、内田、 篠口、 <u>金子</u> 、 <u>坂口</u> 、
	※ <u>口</u> 印は、オンラインでの参加

IV. 議題

1. 審議事項

- (1) 公益社団法人板橋法人会 職員就業規則の改正について【資料1】
- (2) 公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程の制定について【資料2】

2. 各委員会報告

- (1) 総務委員会所管事業【資料3】【武居副委員長】
- (2) 事業研修・税制委員会所管事業【資料4】【坂口委員長】
- (3) 厚生委員会所管事業【資料5】【姫野副委員長】
- (4) 組織・広報委員会所管事業【資料6】【高津副委員長】
- (5) 社会貢献委員会所管事業【資料7】【長谷川委員長】

3. ブロック長報告

4. 報告事項

- (1) 令和4年度事業の検討【資料8】
- (2) 令和3年度執行状況調書【資料9】
- (3) 会員の状況について

令和3年11月30日	会員数	4,262社	正会員数	3,943社
現在	組織率	34.8%	賛助会員数	319社

- (4) 参与の退任
 - ・令和3年11月2日付 田中祥介参与（第1支部）
- (5) 次年度の総会日程について
 - ・令和4年6月10日（金）午後4時開催 区立グリーンホール

5. その他

V. 閉会

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則の改正について

板橋法人会は、公益法人として国家・社会に貢献する社会的使命を担っており、その活動に必要な具体的な方針や一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程などの規則があります。

そうした規則も、社会経済情勢の変化に対応する必要があり、この度、理事会の承認が必要な規則について、下記のとおり一部改正することとします。

記

1. 改正する規則

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則【一部改正】

2. 改正理由

公益社団法人板橋法人会職員就業規則について、社会環境の変化に適切に対応させるため、必要な規則改正を行う旨の規定を追加し、時世に合致した職員就業規則にすることで、事務局職員の適正な勤務の確保と身分の安定を図る。

3. 改正概要

職員就業規則第54条の規定を同条第2項とし、同条第1項に、社会環境の変化に適切に対応させるために必要な改正を行う旨の規定を加える。

4. 新旧対照表

別紙【資料1-2】のとおり

5. 労使協定

別紙【資料1-3】のとおり

6. スケジュール

- (1) 理事会審議
- (2) 労使協議（意見の聴取、意見書の作成、労使協定の締結）
- (3) 就業規則変更の周知
- (4) 労働基準監督署へ届出（変更届、意見書、就業規則）
- (5) 特別区人事委員会が発表する勧告が板橋区役所において実施され、その実施内容が就業規則等に関わる場合、その内容を反映させるため、就業規則等の改正手続きに入る。

公益社団法人板橋法人会 職員就業規則改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">公益社団法人板橋法人会 職員就業規則</p> <p>第1条～第53条 【略】</p> <p>(改 廃)</p> <p>第54条 <u>この規則に定める服務規律及び労働条件等については、法律の改正、社会経済情勢の変動により、就業規則の変更手続きをもって変更することがある。</u></p> <p><u>2</u> この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。 この一部改正は、平成29年2月28日から施行する。 この一部改正は、令和2年11月11日から施行し、同年10月1日から適用する。 <u>この一部改正は、令和●年●月●日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人板橋法人会 職員就業規則</p> <p>第1条～第53条 【略】</p> <p>(改 廃)</p> <p>第54条 <u>この規則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。</u>【第54条第2項に条数変更】 【第54条第1項追加挿入】</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。 この一部改正は、平成29年2月28日から施行する。 この一部改正は、令和2年11月11日から施行し、同年10月1日から適用する。 【付則追記】</p>

【案】

職員就業規則第54条第1項の解釈運用に関わる労使協定

公益社団法人板橋法人会と労働者代表〇〇〇〇は、職員就業規則第54条第1項の解釈運用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 公益社団法人板橋法人会職員就業規則について、社会環境の変化に適切に対応させるために必要な改正を行い、もって事務局職員の適正な勤務の確保と身分の安定を図ることを目的とする。

(就業規則の変更)

第2条 職員就業規則第54条第1項に規定する就業規則の変更は、次のとおりとする。

- (1) 労働基準法など労働関連の法令が改正され、その改正内容が就業規則等に関わる場合、その改正内容を就業規則等に反映させる。
- (2) 事務局職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させるため、特別区人事委員会が発表する勧告（特別区職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させ民間給与との均衡を図るための勧告）が板橋区役所で実施された場合において、その実施内容が就業規則等に関わる場合は、その内容を就業規則等に反映させる。

2 就業規則等の変更は、適法な手順を踏み行う。

令和●年●月●日

公益社団法人 板橋法人会
代表理事 平野 慎 治 ⑩

従業員代表 ○ ○ ○ ○ ⑩

公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程の制定について

板橋法人会は、公益法人として国家・社会に貢献する社会的使命を担っており、その活動に必要な具体的な方針や一定の基準を定めるものとして、定款、規約、規程などの規則があります。

そうした規則も、社会経済情勢の変化に対応する必要があり、この度、理事会の承認が必要な規程について、下記のとおり新たに制定することとします。

記

1. 制定する規程

公益社団法人板橋法人会 資産管理運用規程【新規制定】

2. 制定理由

公益社団法人板橋法人会の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

3. 規程の概要

- 法人会の資産は、適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用する。
- 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理する。
- その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理する。

4. 規程案

別紙【資料2-2】

公益社団法人 板橋法人会 資産管理運用規程

(令和〇年〇月〇日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人板橋法人会（以下「本会」という。）の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産の構成)

第 2 条 本会の資産は、次により構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理及び運用)

第 3 条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに、最善と考えられる方法により運用するものとする。

- 2 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(基本財産)

第 4 条 基本財産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される資産とする。

- 2 基本財産は、これを処分しまたは担保にしてはならない。
- 3 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産)

第 5 条 特定資産は、本会の貸借対照表及び財産目録において管理される、将来の特定の目的のために積み立てた資産及び退職給付を支払うための特定預金等とする。

- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、積立限度額、積立期間及び算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により目的外の取崩しを行う場合には、理事会の承認を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金)

第 6 条 特定資産のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条に規定する特定費用準備資金とするものについては、取崩しに係わる手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、同規則の定めに従って事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和〇年〇〇月〇〇日から施行する。

令和3年度 総務委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| 1. 役員及び委員構成員の選任または、委嘱に関する事項 | 7. 会費、積立金等に関する事項 |
| 2. 定款、支部運営規則、その他諸規定及び改廃に関する事項 | 8. 予算の支出認証に関する事項 |
| 3. 理事会及び各委員会の連絡調整に関する事項 | 9. 財産の管理に関する事項 |
| 4. 政府諸機関、地方公共団体、その他の団体との連絡・交渉に関する事項 | 10. 支部会計に関する事項 |
| 5. 事務局に関する事項 | 11. 他に属さない事項 |
| 6. 予算及び決算に関する事項 | |

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時(予定日)	実施場所	対象	備考
法人会運営	1	正副会長会	法人の運営に関する重要事項を審議	法人	定期開催 (原則第1・3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長	開催数:16回 開催日:4/8・5/10・5/21・6/3・6/15・7/1・ 7/15・8/3・8/19・9/2・9/16・10/7・10/21・ 11/4・11/18・12/2
	2	常任理事会	理事会の審議事項の検討	法人	定期開催 (原則第3木曜日)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事	開催数:6回 開催日:5/21・6/15・7/15・8/19・10/21・ 11/18
	3-1	理事会	第1回(決算承認理事会) ・通常総会、事業報告、計算書類等の承認	法人	5月25日(火)	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、 常任理事、理事、 監事	・ブロックの編成等に関する規程(案) ・顧問、相談役及び参与の推薦について ・各委員会の委員の委嘱について
	3-2		第2回(臨時理事会) ・代表理事1名選定、業務執行理事選定		6月9日(水)	板橋区立文化会館 小ホール		
	3-3		第3回 ・業務執行状況報告		6月29日(火)	板橋区立文化会館 大会議室		
	3-4		第4回 ・業務執行状況報告		9月16日(木)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-5		第5回 ・業務執行状況報告		12月16日(木)	板橋法人会館 3階会議室		
	3-6		第6回(予算承認理事会) ・事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認		未定(4年3月)	板橋法人会館 3階会議室		
	4	顧問・相談役・正副会長会	法人会の事業運営について報告 終了後、懇親会を開催	法人	—	—	—	令和4年度は改選期でないため実施せず
	5	監査会	理事の職務の執行、計算書類及び事業報告等の 監査	法人	5月18日(火)	板橋法人会館 3階会議室	監事、総務委員長、 会長、顧問税理士	
	6-1	通常総会	第1部 会員増強表彰式 第2部 総会	法人	6月9日(水) 16:00~17:30	板橋区立文化会館 小ホール	正会員、来賓	役員選任案の承認 退任役員に対する感謝状の贈呈
6-2	懇親会【通常総会終了後】		法人	6月9日(水) 18:00~19:30 【中止】	板橋区立文化会館 大会議室	会員、来賓300名 会費5,000円		
7	全体委員会	役員に委嘱状を交付 意見交換会は中止	法人	6月29日(火)	板橋区立文化会館 大会議室	会長、副会長、 常任理事、監事、全委員	改選期のため開催	
8-1	委員会	総務委員会	法人	適宜開催	板橋法人会館 3階会議室	委員長、 副委員長、 委員	第1回・5月18日(火)16:00~17:00 第2回・9月9日(木)16:00~17:00	
8-2		事業研修・税制委員会		適宜開催			第1回・10月13日(水)16:00~17:00 第2回・11月24日(水)16:00~17:00 第3回・令和4年1月21日(金)16:00~17:00 (予定)	
8-3		厚生委員会		適宜開催			第1回・9月13日(月)16:00~17:00	
8-4		組織・広報委員会		適宜開催			第1回・6月30日(水)17:00~18:00 第2回・9月28日(火)17:00~18:00	
8-5		社会貢献委員会		適宜開催			第1回・8月27日(金)16:00~17:00	
9	会計事務説明会	支部決算報告の手順と 次年度支部予算書の書き方を説明	法人	4年3月・予定	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 会計責任者		
10	情報交換会	理事会(年末開催)終了後、情報交換会(忘年 会)を開催	共益	12月 【中止】	未定	理事会出席者 会費(案)3,000円		
11	新年賀詞交歓会	地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換、 並びに旧交をあたためるため開催	共益	4年1月24日(月)	板橋区立文化会館 大会議室	会長、副会長、常任理事、 理事、監事、顧問、相談 役、参与 会費無料	式典のみ行い、懇親会は実施しない	
渉外事業	12	板橋税務署との 意見交換会	板橋税務署の人事異動に伴う、名刺交換と意 見交換会	共益	理事会終了後 【中止】	板橋法人会館 3階会議室	会長、副会長、常任理事、 理事、監事、顧問、相談 役、参与、税務署幹部職	
	13	税務関係 六団体長会議	各団体の事業計画の発表、意見交換会	法人	年6回開催	板橋税務署	会長、事務局長	令和3年 4/15(中止)・6/17・9/6(中止) ・10/14・12/10 令和4年 1/5(予定)
	14	税務懇談会	税務関係六団体が主催 税務署の人事異動に伴う意見交換会	法人	10月14日(木) 【中止】	板橋区立文化会館	税務署幹部職員 税務関係六団体長	
15	第4ブロック 合同会議	第4ブロックの法人会が集合し、意見交換及び 交流会を開催	法人	11月9日(火) 【中止】	未定	会長	幹事・新宿法人会(令和2年度から継続) 令和4年度日程 ⇒令和4年11月8日(火)18:00~20:30 場所:ハイアットリージェンシー東京	
公益事業	16-1	税制改正の提言及び 提言書の関係機関 への提出	地元国会議員並びに地元自治体に対する要 望活動	公1	11月18日(木)	地元国会議員 区長、区議会	会長、総務委員長、 事業研修・税制委員長	
	16-2		全法連全国大会への参加 税制改正要望大会への参加	公1	10月7日(木) 【オンライン方式】	岩手県盛岡市 盛岡市民文化ホール		令和2年度予定と同会場
	17	ものづくり・商業・サー ビス業革新補助金 無料相談会	国会で可決される令和2年度補正予算の「もの づくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 について、本補助制度の申請に必要な情報提 供や計画書作成支援に取り組むため、公益財 団法人板橋区産業振興公社と連携し、法人会 館会議室を使用して中小企業診断士を相談員 として無料相談会を開催 ※中小企業診断士に対する経費は公益財団 法人板橋区産業振興公社が負担	公2	4年3月・未定	板橋法人会館 3階会議室	会員、 一般(非会員)	
18	職業体験事業	板橋区教育委員会と交わした覚書に基づき、 中学生の職業体験事業を実施	公3	通年 (学校と調整)	体験受入れ法人	区内中学生		

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
収益事業	19	簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務	総務省所管の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移管された簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務を行う。	収1	通年	—	会員	
	20	板橋法人会館の賃貸業務	板橋法人会館の一部を貸して、それによる収入を法人会の事業活動の財源にあてる。	収1	通年	—	一般	
	21	労働保険事務代行業務	労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認可を受け、中小事業主等が行うべき労働保険の事務手続きを代行して行う。	収1	通年	—	会員	

令和3年度 事業研修・税制委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 中小企業の健全な発展、経営力アップを目的とした講演会、研修会等の企画、実施に関する事項
2. 税制及び税務に関する事項
3. 税制改正及び税務行政に対する要望意見、提言に関する事項
4. その他、研修・税制に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
事業 研修 事業	1	簿記講習会	簿記の初歩と経理の基本知識、仕訳など初心者を対象に指導する。また簿記一巡の仕訳など経理の実務に関する講習会。	公2	6月～7月 【全5回】 各回18:30～20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(2,000円)、 一般(3,000円)	【実施済】 申込者: 会員14名、一般3名 計17名
			①やさしい簿記(Ⅰ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 坂田 映 氏					
			②やさしい簿記(Ⅱ) 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 米澤 潤平 氏					
	2	地域講演会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に講演会を実施する。	公3	中止	区内施設	会員、一般	※来年度に延期
	3	夏期研修会	広範囲な学習を実施する為、個人の知識向上や健全な発展を目的に研修会	公2	中止		会員、一般	※今年度見送り
	4	役員懇談会	法人会役員が一同に会し、懇親と交流を深める。	共益	中止		支部役員	※今年度見送り
	5	実務セミナー① (経営者向け)	中小企業経営者を対象に企業のさらなる成長・発展に向けた戦略構築及び問題解決に向け、企業の活性化及び円滑に経営を進めるためのセミナーを開催する。	公2	令和4年3月10日 (木) 17:00 ～18:30	板橋区立グリーン ホール2階ホール	会員、一般	【実施前】
			1. 中小企業の経営戦略セミナー 「銀座からみえる日本の未来」 ～銀座のママが語る経営力・人間力・ビジネスカ ～ 講師: 銀座のママ 株式会社白坂企画代表 白坂 亜紀 氏					
			2. 経営力強化セミナー 「コロナ禍の影響が続く状況だからこそWEB戦略!」 講師: IT売上拡大コーディネーター起業 創業相談カウンセラー 小澤 直輝 氏	公2	7月6日(火) 17:00～18:30	板橋法人会館 3階会議室もしくは Zoom受講	会員、一般	【実施済】 申込者: 会員16名、一般1名 計17名 (内Zoom受講7名)
	6	実務セミナー② (従業員、一般向け)	地域住民や会社の従業員向けに個人の知識向上・スキルアップできるセミナーを開催する。年数回実施。 ① 【WEBセミナー オンライン】 「オンライン会議活用入門講座」～Zoomの操作体験ができます～ 講師: (株)プロイノベーション代表取締役 久原 健司 氏	公2	①4月19日(月) 【午後の部】14:30 ～16:30 【夜間の部】17:30 ～19:30	板橋区立グリーン ホール504会議室	会員、一般	①【実施済】 申込者: 午後の部 会員11名 夜間の部 会員7名(内一般1名) ※受講者のアフターフォローとして Zoomミニ体験を3回実施
			②スキルアップセミナー 「モチベーションを上げる7つの技術～(仮)」 講師: フリーエージェントインク代表取締役 三宅 哲之 氏					
	7	法人税申告書・決算書の書き方講習会	初めて書く方を対象に、法人税申告書・決算書の書き方を指導する講習会。 講師: 東京税理士会板橋支部税理士 上池 宏幸 氏	公1	10～12月 【全7回】 各回18:30～20:30	板橋法人会館 3階会議室	会員(3,000円)、 一般(5,000円)	【実施中】 申込者: 会員12名、一般7名 計19名
	8	税務、労務、経営、経営支援相談	税務、労務、経営、経営支援、無形(知的)財産、行政手続支援の相談等についての疑問などの相談窓口の場を提供する。	公2	通年 【事前予約制】	板橋法人会館 4階役員室	会員	
	9	インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」	「正しい税知識の普及活動」「社会貢献活動」「経営支援活動」等の推進に有効なツールとして、インターネットによるセミナー配信サービスを導入。 ※セミナーDVDレンタルサービスもあり	公2	通年	板橋法人会 ホームページからリンク	会員	
10	税を考える週間協賛事業「税をテーマとした川柳コンクール」	税をテーマとした川柳を募集し、税金への関心を持っていただくことを目的として実施する。	公1	6月1日～9月30日 まで	区内小中学校をはじめ 全域	会員、一般	【実施済】 一般10,801句、ジュニア部門4,538句 合計15,339句 結果発表は番付表チラシ及び板橋法人会ホームページにて掲載中。	
11	ブロック別税務座談会	税務署担当官と各ブロック支部会員等との交流及び座談会。 (同時開催/税務講習会) 【計5回】	公1	年度中	板橋法人会館 3階会議室	支部会員、 税務署担当官	・新型コロナの状況を見ながら今後検討	
12	税の知っ得塾	税理士(東京税理士会 板橋支部)を講師として「経営に役立つ税の情報」を得ることのできる研修会を開催する。 併せて、支部会員及び非会員との交流の場として、懇親会を開催する。	公1	12月末までに実施	各支部 近隣施設	支部会員、 一般	【現在3つの支部・部会にて開催】 ・R3.9.7 青年部会「令和3年度の税制改正、節税について他」 ・R3.12.6 第3支部「税制改正について」 ・R3.12.11 第16支部「令和3年度の税制改正的確請求書(インボイ	
13	新設法人説明会	新しく設立した法人に対して、留意すべき税金その他の事項について、税務署指導官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会・青年部会・女性部会	公1	通年 【年6回】	板橋法人会館 3階会議室	一般 (事前申込制各回20名)		
14	決算法人説明会	決算を迎える法人に対して、正しい決算と申告のためのチェックポイント、税法通達の改正事項と、活用の仕方、決算手続きと申告調整などについて、板橋税務署指導官、税理士による説明会。 主催: 板橋税務署 協力: 板橋法人会	公1	通年 【年14回】	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般 (事前申込制各回20名)		

令和3年度 厚生委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 会員の福利厚生事業の企画・実施及び推進に関する事項

2. その他、福利厚生に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益事業	1	厚生講演会	健康福祉の向上を図るための講演会。	公3	年度中	板橋法人会館 3階会議室	会員、一般	※検討中
福利厚生事業	2	西武園ゆうえんち 1日レジャー切符引換券	西武園ゆうえんちのお得なチケット (1日レジャー切符引換券)を会員価格で販売	公益	3/31まで	西武園ゆうえんち	会員	※こどものチケットのみ完 売。
	3	サンシャインシティ サンシャイン水族館 前売りチケット	サンシャイン水族館の前売チケットの販売。 (割引補助あり) ~9月末、~3月末		通年	サンシャイン水族館	会員 〔1社: 半期5枚〕	※有効期限の延期 9月末までのチケットは12月末 まで利用可能。
	4	東京ドームシティ 得10チケット	東京ドームシティの各施設で利用できる得10チ ケットの販売。 一般では販売していないチケットを一冊2,700円 で販売。 有効期限: 4~9月末、10~翌年3月末		通年	東京ドームシティ	会員 〔1社: 半期5枚〕	
	5	東京ディズニーリ ゾート コーポレートプログ ラム	東京ディズニーリゾートの対象施設の割引。コー ポレートプログラム利用券(500円割引補助)の 発行。お得な期間限定キャンペーンや宿泊施設の 割引あり ※チケットはインターネットで購入可能		通年	東京ディズニ ーリゾート	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間20枚まで〕	※令和4年1月6日~3月4日の平 日のみ会員限定でチケットが お得に購入できる「サンクス フェスティバル」を開催。
	6	天然温泉スパディオ 割引券及び割引補助 券	板橋の天然温泉スパディオの割引券及び割引補助 券の発行。		通年	天然温泉スパディオ	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	7	豊島園 庭の湯 割引補助券	豊島園 庭の湯割引補助券の発行。〔平日、土日 祝、特定日(GW・お盆・年末年始)料金あり〕		通年	豊島園 庭の湯	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	8	サンリオピューロラ ンド パスポート 割 引補助券	サンリオピューロランドの平日・休日のパスポ ート・アフタヌーンパスの割引補助券の発行。		通年	サンリオピューロラ ンド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	9	東京サマーランド 1DAYパス 割引補 助券	東京サマーランドの1DAYパスの割引補助券の 発行。		春季(3/26~ 6/30)、夏季(7/1 ~9/30)	東京サマーランド	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	※今年度終了
	10	ローソンチケット 割引補助券及びチ ケットサービス	ローソン・ミニストップ店舗内に設置している 「Loppi」で映画、舞台、コンサート、ス ポーツ観戦、イベントなどの各種チケットを購入 する際に利用できる利用補助券(500円)の発 行。 法人会員制チケットサービス「ローチケbiz +」 会員限定ホームページやメールマガジンにて利用 可能。(要登録) ・チケット購入時のシステム利用料・発券手数料 が無料 ・販売商品提供、チケット割引 ・本、映画鑑賞券、航空券、ツアー優待 ・レンタカーの優待利用等お得な情報あり		通年	ローソン・ ミニストップ店舗	会員 〔1社: ひと月5枚、 年間10枚まで〕	
	11	割引斡旋事業	●藤田観光リゾート 宿泊施設等 ●ホテル椿山荘東京のレストラン・写真室、婚礼 等 ●展覧会のチケット 特別販売 その他会員割引料金で利用できるイベント チケッ トの特別割引あり。 ●医新クリニックの脳ドック ●高島平中央総合病院の脳、乳腺、骨粗鬆症ドッ ク健診		通年	各施設	会員	※ホテルカデンツァ東京のレ 스토랑・婚礼等の割引が終 了。
12	一日人間ドック (生活習慣病健診)	全日本労働福祉協会及び愛誠病院・板橋中央総合 病院による1日人間ドック型式の生活習慣病健診 の実施。 ※全日本労働福祉協会の6月の受診者を対象とし た保健指導、オプション検査に新型コロナウイルス 抗体検査あり	収益	通年 ※全日本労働福祉協 会のみ6月及び1月実 施	全日本労働福祉協会 愛誠病院 板橋中央総合病院	会員	※全日本労働福祉協会の1月健 診にてインフルエンザ予防接 種が受診可能となった。	
13	PET-CT がんドッ ク	総合東京病院のがんを早期発見できるPET検査を 法人会員料金で提供。	収益	通年	総合東京病院	会員		
		西台クリニックによるグラッドコース、がん総合 コース、PET-CTコースの割引。早期発見のために 精度の高い検診を提供。会員特別割引で利用でき る。		通年	西台クリニック	会員		
14	全法連・東法連関連 の斡旋事業 の普及推進	会員の福利厚生事業の一環として実施。 (福利厚生サービス、関東自動車共済及び東京都 火災共済等)	収益	通年			会員	※Audiのサービスが好評。今 年度よりレクサス成約特典が 開始。
15	会員向け法律相談	会員向けの法律無料相談。※電話相談は休止。東 法連の弁護士相談を利用する。	公益	通年			会員	
16	経営者大型保障制度 の普及推進	大同生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。	収益	通年			会員	
17	経営保全プランの普 及推進	AI(損害保険) 会員の福利厚生事業の一環とし て実施。		通年			会員	
18	がん保険制度の普及 推進	アフラック生命保険㈱ 会員の福利厚生事業の一 環として実施。		通年			会員	
19	貸倒保障制度(取引 信用保険)の普及推 進	三井住友海上 会員の福利厚生事業の一環として 実施。		通年			会員	

令和3年度 組織・広報委員会所管事業

I. 職務分掌

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 組織の拡充強化に関する事項 | 4. 広報宣伝に関する事項 |
| 2. 会員増強に関する事項 | 5. その他、組織・広報に関する事項 |
| 3. 広報紙発行に関する事項 | |

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
会員増強活動	1-1	会員増強事業	各支部における加入勧奨活動の実施 ・支部報奨金の支給基準である加入勧奨実績20ポイント標達成に向けて、年間を通じ会員増強活動を実施する。	共益	通年	各支部	未加入企業	・支部長へ会員リスト、非会員リストを送付する。 ・加入勧奨の実績により、加入増強報奨金が支給される。 ・現段階における対面の加入勧奨活動は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、中止とする。 ・支部長へは、加入勧奨活動についての方針を書面にて通知。 ・維持賞の新設について検討する。
	1-2		会員（個人）における加入勧奨活動の実施	共益	通年		未加入企業	・加入勧奨の実績により、加入増強報奨金が支給される。
	1-3		加入勧奨説明会の開催 ・各支部長及び会員増強担当者を一堂に会して、今年度の加入勧奨の活動方針を説明	共益	中止	板橋法人会館 3階会議室	支部長、 支部会員増強担当1名、 組織・広報委員	・緊急事態宣言が発令されたため中止。
	1-4		パンフレット「入会のご案内」の作成・配布 ・経営支援サービスや、福利厚生制度を中心に、入会することのメリットを分かりやすく掲載	共益	法人いたばし夏号に封入し発送 7月14日（水）	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	未加入企業	・入会申込書を印刷することにより、入会促進に繋げることが期待できる。 ・7社入会（12月13日現在） ※令和2年度実績：8社
	1-5		新設法人説明会における加入勧奨の実施 ・新設法人説明会において、参加者に対して青年部会、女性部会による加入勧奨活動を実施	共益	・5月11日（火） ・7月2日（金） ・9月6日（月） ・11月8日（月） ・R4年1月11日（火） ・R4年3月7日（月）	板橋法人会館 3階会議室	未加入企業 (説明会参加者)	・感染症防止対策の一つとして、参加者一人ひとりへの対面による加入勧奨は中止。 ・部会員による法人会のPRスピーチを実施。
	1-6		板橋法人会PR動画の作成 ・説明会等で上映する、法人会の加入促進を目的とした動画を作成する。	共益	通年		未加入企業	・全法連において法人会PR動画を新たに作製した。 ・全法連のものを活用するため、当会では作製しない。
	2	会員増強功労者表彰	通常総会時に会員増強功労者を表彰	共益	6月9日（水） 16：00～16：10	板橋区立文化会館 小ホール	受賞者	・優秀団体賞 2団体 (大同生命保険・AIG)
広報活動	3	広報紙「法人いたばし」の製作並びに発送	「法人いたばし」を年4回発行し配布を行う ・夏号は13,500部印刷し、会員及び板橋区内の全稼働法人に発送する。 ・秋号、新春号、春号の3回は5,000部印刷し、会員に発送する。	公益	夏号：7月14日（水） 秋号：10月19日（火） 新春号：1月18日（火） 春号：3月15日（火）	板橋法人会館 3階会議室 (封入作業)	会員、未加入企業、 一般区民	
	4-1	ホームページの更新	板橋法人会ホームページの運営 ・講習会、講演会、福利厚生制度など最新情報を随時掲載 ・「税をテーマとした川柳コンクール」の川柳募集、並びに入賞した川柳の発表 ・「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品の発表	公益	通年		会員、一般	・令和4年度リニューアルを実施。
	4-2		「コロナに負けないぞ！リレープロジェクト」の更新 ・会員企業を紹介するホームページを運営する。	公益	通年		掲載企業：会員 閲覧：会員、一般	
	4-3		SNSによる情報の発信 ・Facebook、Instagramを活用し、情報発信を行う。	公益	通年		会員、一般	・年間を通じ、Facebook広告（有料）を実施。（110円/日）
	5	法人会アンケート調査システム	法人会アンケート調査システムの利用拡大に努める。	共益	通年		回答者：会員 閲覧：会員、一般	

令和3年度 社会貢献委員会 所管事業報告

I. 職務分掌

1. 企業の社会的責任を果たす地域社会貢献活動に関する事項
2. その他、社会貢献事業に関する事項

II. 事業計画

区分	No.	事業名	事業内容	事業番号	実施日時 (予定日)	実施場所	対象	備考
公益目的事業	1	地域社会貢献事業 こどもわくわくフェスタ イベント協働事業	板橋区との協働で、子供の健全育成と子育て支援を応援する事業。ブースの出店と法人会PRを行う。	公3	5月30日(日) 【中止】	平和公園	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染拡大防止対策)
	2	子育て支援事業 「音楽のおくりもの」	子育て支援の一環として地域の次世代を担う子供たち並びに子育てをしている親へ心癒される豊かな時間を過ごしてもらうためクラシックの生演奏によるコンサートを開催する。	公3	9月28日(火) 【中止】	未定	会員、一般区民	中止を決定 (新型コロナ感染拡大防止対策)
	3	地域社会貢献事業 板橋区民まつり 税のスタンプラリー	租税教育推進の一環として、区民まつり来場者である、小学生及び保護者を対象に税金クイズによるスタンプラリーを行う。	公3	10月16日(土) ・17日(日) 【中止】	法人会館前	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染拡大防止対策)
	4	板橋花火大会 イベント協働事業	花火大会プログラムへの広告を掲載し、広く区民にPRする。	公3	11月6日(土) 【中止】	荒川河川敷	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染拡大防止対策)
	5	地域社会貢献事業 いたばし産業見本市 リアル展示会とオンライン 展示会とのハイブリッド 開催 板橋製品技術大賞	ものづくりの板橋で開催する製造業のためのビジネス展示会。 板橋法人会は板橋区関連企業によるパネルディスカッションを提供した。 板橋製品技術大賞受賞優秀賞(法人会賞) (株)志村製函所(志村1-19-12)が受賞。	公2	会場11月11日(木) ・12日(金) オンライン 11月1日(月) ~30日(火)	会場展示会・ オンライン展示会	会員、一般区民	パネルディスカッション テーマ「ものづくりの未来を語る ~今後求められる人材・働き方とは」 法人会賞受賞製品名 プラスチックダンボール製パーティー ション「だんばーてEat」
	6	チャリティー コンサート事業 「音楽の絵本」	チャリティーを目的とした事業を開催。 「音楽の絵本」10回目の実施。 12月13日現在 595席中582枚販売	公3	12月25日(土)	板橋区立文化会館 大ホール	会員、一般区民	板橋区との共催事業 新型コロナ感染予防対策ガイドライン を遵守し開催する。
	7	板橋Cityマラソン イベント協働事業	大会ホームページ上で法人会のPRを実施。	公3	令和4年3月1日~21 日 オンライン	オンライン開催	会員、一般	区主催事業 (新型コロナ感染防止対策のためオン ライン開催)
	8	地域社会貢献事業 梅まつり イベント協働事業	赤塚溜池公園にて行われる赤塚梅まつりにて、法人会PR及び楽曲を提供する。	公3	令和4年3月5日・6日 【中止】	赤塚溜池公園	会員、一般区民	区主催事業の中止 (新型コロナ感染拡大防止対策)
	9	支部・部会 社会貢献活動事業	支部(部会)において、社会貢献事業を実施。	公3	年間を通じて	支部単位で実施	会員、一般区民	実施支部・部会 第1支部・第17支部・女性部会が 実施
	10	イベント配布用 ノベルティ作成	ノベルティを作成し、支部や本部の事業にて来場者へ配布しPRする。 けんたグッズ各種	公3	年間を通じて	各イベントによる	会員、一般区民	

事務連絡
令和3年11月19日

各委員長様
各部長様

公益社団法人板橋法人会
会長 平野 慎治

令和4年度事業の基本方針等の決定及び予算概要書の提出について

日頃から、当法人会の活動にご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、先般開催いたしました正副会長会において、別紙のとおり令和4年度における事業の基本方針及び主要施策並びに予算編成方針を決定いたしました。

その基本方針では、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を示しています。また、主要施策では、基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理し、その目的や手段などを示しています。さらに、予算編成方針では、委員会及び部会が、基本方針や主要施策に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針を示しました。

各委員会及び各部会におかれては、正副会長会で決定した基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の趣旨を十分に踏まえ、令和4年度の事業を検討し、下記により事業予算概要書の提出をお願いいたします。

なお、提出いただいた事業予算概要書は、正副会長会（委員長会議）において、総合的に調整させていただき、そのうえで、事業計画案及び収支予算案としてとりまとめ、理事会に付議することになります。

記

1. 基本方針及び主要施策並びに予算編成方針
別紙のとおり

2. 提出書類

(1) 令和4年度公益社団法人板橋法人会事業予算概要書 1部
※令和3年度の内容を記載した事業予算概要書を添付しています。
この書式に、検討内容を反映させて提出してください。

(2) 作成方法

- ①基本方針及び主要施策並びに予算編成方針に基づき、委員会及び部会において、具体的な事業を検討してください。
- ②委員会及び部会で検討した内容を(5)で示す事業の体系順に整理してその事業の内容を記載してください。
- ③新たに実施するとした事業は、新たな行に追加してください。また、中止する事業は、当該事業の増減説明欄に「中止」と記載してください。

(3) 提出期限 令和4年1月31日(月)

(4) 提出先 公益社団法人板橋法人会事務局 各委員会及び部会担当者

(5) 事業の体系

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業 公1
 (1) 税知識の普及を目的とする事業
 (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 2 地域企業の健全な発展に資する事業 公2
 3 地域社会への貢献を目的とする事業 公3
 4 会員の交流に資するための事業 共益
 5 会員の福利厚生等に資する事業 共益
 6 その他目的を達成するために必要な事業 法人 収益

3. 今後の日程

No.	実施日	実施項目	実施内容
1	3年11月	正副会長会	基本方針及び主要施策並びに予算編成方針の決定、提示
2	3年11月 ～4年1月	各委員会	委員会・部会ごとに個別事業計画と予算案の検討、決定
3	4年1月末	事業予算概要書提出	委員会・部会で検討した事業予算概要書を事務局に提出
4	4年2月 ～3月	正副会長会	事業計画及び予算案の総合調整 事業計画及び予算案の承認
5	4年3月	常任理事会	事業計画及び予算案の承認
6	4年3月	理事会	事業計画及び予算案の承認
7	4年3月	会計事務説明会	支部決算報告の手順と次年度支部予算書の書き方の説明
8	4年3月末	東京都への報告	監督官庁である東京都に事業計画と予算案を提出
9	4年6月	通常総会	事業計画及び予算の報告

令和4年度事業の基本方針及び主要施策

I 基本方針

板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。

そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。

また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。

II 主要施策

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。

税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。

また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実に努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax及びeLTAXの一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。

さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。

広報誌「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。

また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。

2 地域企業の健全な発展に資する施策

公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。

その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともにWeb配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを

実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そのものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

令和3年11月4日
正副会長会決定

令和4年度事業 予算編成方針

予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。

- (1) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。
- (3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。
- (4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。
- (5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。
- (6) 支部会計における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。
- (7) 部会費における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。
- (8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。

公益社団法人板橋法人会 令和3年度執行状況調書

【単位：円】

項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	備考
収入	経常	会費	34,262,400	31,927,200	32,116,980		(93.7%)
		事業収益	46,662,000	8,545,469	17,258,743		家賃収入、講習会参加費他
		補助金	25,953,600	6,997,600	14,651,600		全法連助成金
		部会費	2,767,000	2,473,000	2,473,000		
		雑収益	2,020,400	136,843	315,583		広告料、自販機収入
		繰越金	35,933,922	35,933,922	35,933,922		令和2年度執行残
	【経常収入の計】	147,599,322	86,014,034	102,749,828	0	0	
	資産	備品購入費繰入	16,390,000	16,390,000	16,390,000		備品購入引当資産から
①	【収入の計】	163,989,322	102,404,034	119,139,828	0	0	(72.6%)
支出	経常	⑥ 公益目的事業会計	69,597,440	8,255,751	16,478,539		
		収益事業等会計	32,941,942	4,100,739	7,146,285		
		法人会計	15,348,034	6,600,524	10,332,815		
		支部・部会会計	0	11,347,875	13,859,875		支部・部会への仮払金
	⑦ 【経常費用の計】	117,887,416	30,304,889	47,817,514	0	0	
	資産	空調換気設備更新	16,390,000	16,390,000	16,390,000		令和3年6月23日工事完了
②	【支出の計】	134,277,416	46,694,889	64,207,514	0	0	(47.8%)
③	差引残 (①-②)	29,711,906	55,709,145	54,932,314	0	0	
④	遊休財産該当資産	5,054,139	5,054,139	5,054,157			周年行事引当資産
⑤	遊休財産額 (③+④)	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

公益事業比率	59.04%	27.24%	34.46%	#DIV/0!	#DIV/0!	(⑥公益目的事業会計 / ⑦経常費用の計)
--------	--------	--------	--------	---------	---------	-----------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,597,440	8,255,751	16,478,539	0	0	⑥公益目的事業会計の額
遊休財産額	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	⑤遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	34,831,395	△ 52,507,533	△ 43,507,932	0	0	⑤-⑥の額 【△は超過状態】

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。